

個人情報に記載した書類の誤交付について

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、医師が A 患者へ交付した書類に、B 患者の検査票が混入していた事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者の氏名、性別、生年月日、患者 ID、検査（採血）予定項目

2 事案の経過

○令和 7 年 7 月 15 日(火)

- ・医師が A 患者に交付する書類一式を保存していたクリアファイルを B 患者のクリアファイルだと誤認し、B 患者の検査票を追加した。
- ・看護師がクリアファイルの中の書類を確認したが、確認漏れにより、B 患者の検査票が混入した書類一式を A 患者に交付した。
- ・当日退院した A 患者より病棟へ電話にて書類混入の申し出があり誤交付が発覚。医師が謝罪した。A 患者より、翌日に他科外来診察予約があるためその際に混入書類を持参する、との申し出があった。
- ・医師が B 患者に直接謝罪した。

○令和 7 年 7 月 16 日（水）

- ・A 患者に書類を持参していただいたので、病棟師長が回収し再度謝罪した。

3 誤交付の原因

- ・医師がクリアファイルに検査票を追加する際、クリアファイルに保存していた書類一式の氏名と、検査票に記載された氏名が一致しているかの確認を怠ったため。
- ・看護師が患者に書類を渡す際、すべての用紙の患者氏名を読み上げながら渡し、患者にもその場で氏名を確認していただくことを怠ったため。

4 再発防止策

- ・書類をクリアファイルに追加する場合は同一患者のものか確認するとともに、個人情報を渡す際には、すべての用紙の患者氏名を読み上げながら渡し、患者にもその場で氏名を確認していただくことを徹底するよう指導した。